

児童福祉法等の一部を改正する法律の 施行に伴う関係政令の整備に関する 政令等の施行について

平成9年9月25日
厚生省児童家庭局長

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号。以下「改正法」という。）は、別添1のとおり平成9年6月11日に公布され、これに伴い、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成9年政令第291号。以下「改正政令」という。）が、別添2のとおり平成9年9月25日に公布され、また、児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（平成9年厚生省令第72号。以下「改正省令」という。）が別添3のとおり、同日公布されたところであるので、下記事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期されたい。なお、改正法の施行に際し、留意すべきその他の事項については、別途追って通達することとしているので、念のため申し添える。

記

．改正政令の概要

1 放課後児童健全育成事業（改正政令第1条）

放課後児童健全育成事業を行う際の政令で定める基準として、利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて行うことを規定したものであること。

本事業の運営に当たっては、本事業が児童福祉の

観点から実施されるものであることを踏まえ、福祉部局、教育委員会等関係行政機関及び児童館や地域の児童や青少年の健全育成を行う団体との連携を図りながら、地域の実情等に応じて、就労等により昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童の健全育成に努めることが必要であること。

2 保育の実施基準（改正政令第9条の3関係）

保育の実施基準については、改正政令第9条の3で定める基準に従い市町村（特別区を含む。以下同じ。）が定める条例により定めることとされており、条例の制定について、管下市町村（指定都市及び中核市を除く。）を指導されたいこと。

その際の参考となるよう、別紙1のとおり条例準則を作成したので、これを参照し、条例の制定等所要の規定の整備を図り、平成10年4月1日から円滑に保育の実施が行われるよう諸準備を進められたいこと。

なお、政令で定める基準の基本的考え方については、法改正前の入所措置基準の考え方を変更するものではないこと。

3 措置に当たっての児童福祉審議会の運営について（改正政令第9条の8関係）

（1）改正法第27条第8項の規定に基づき、政令の定めるところにより措置を採る際に都道府県児童福祉審議会（又は指定都市児童福祉審議会。以下同じ。）の意見を聴かなければならない場合として、

当該措置と児童若しくはその保護者の意向が一致しないとき又は都道府県知事（又は指定都市市長）が必要と認めたときを規定したものであること。

また、緊急を要する場合であらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがない場合は、速やかに採った措置について都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない旨規定したものであること。

なお、都道府県児童福祉審議会に対しては、児童相談所における相談や措置の状況も適宜報告することが望ましい。

(2) 都道府県知事（又は指定都市市長）が必要と認める場合としては、予定している措置と児童又はその保護者の意向は一致はしているが、措置又は措置解除後の処遇への対応について、法律や医療等の観点から専門的知見が必要と児童相談所長が認める場合等が考えられること。

(3) 都道府県児童福祉審議会の運営にあたっては、法律、医療等の専門家を含めた数名からなる専門の部会を設置して毎月審議を行うなど円滑な運営に配慮すること。

なお、地域の実情に応じて、専門の部会は複数設置しても差し支えないものであること。

4 児童自立生活援助事業（改正政令第9条の9）

(1) 児童自立生活援助事業は、里親に委託する措置又は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除されたものその他都道府県知事が当該児童の自立のために援助及び生活指導が必要と認めるものを対象として行うものであること。

(2) 児童自立生活援助事業を行う際の基準としては、児童が自立した生活を営むことができるよう、当該児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活指導を行うことを規定していること。

事業の運営を行うに当たっては、児童の内面の悩みや生育環境、現在の状況に対する深い理解に基づき、児童との信頼関係の上に立って援助及び生活指導を行うことが重要であること。

5 関係政令の整備関係

児童福祉施設の名称変更等に伴う所要の規定の整

備を行ったものであること。

・ 保育所の入所に関する事項

1 保育所入所等の手続

(1) 保育の実施を希望する保護者は、「保育所入所申込書」（別表第1号様式）（以下「入所申込書」という。）に必要事項を記入した上で、その居住地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）あてに当該入所申込書を提出すること。

(2) 市町村は、保育の実施基準の適正なる適用等の観点から、入所申込書の記載事項及び添付書類に基づき、保育に欠けるという事実を確認すること。その際、こうした確認のために必要な書類の簡素化を図るなど、申込者にとって過度の負担とならないよう十分配慮すること。

(3) 入所者の選考は基本的には保育所に対する申込者が当該保育所の定員を超える場合に行うこととし、入所を希望する保育所への受入れが可能である場合には当該保育所に入所させること。

(4) 市町村は、保育の実施を決定した児童ごとに「保育児童台帳」（別表第2号様式）を作成するとともに、保護者に対して「保育所入所承諾書」（別表第3号様式）（以下「入所承諾書」という。）を交付し、あわせて入所保育所に対しても当該入所承諾書の写を送付すること。なお、多数の児童について同時に保育所に送付する場合は、入所承諾書の写に代えて、入所承諾書の写に掲げられている事項を記載した表によって一括して行うことができること。また、保育所に対して、保育児童台帳の写を送付するか、又はこれに掲げられている入所児童の世帯の状況、保育の実施理由等を通知し、その保育所が児童票等を作成する場合の便宜に供すること。

(5) 市町村は、保育の実施を行わない場合には、保護者に「保育所入所不承諾通知書」（別表第4号様式）を交付し、入所を認められない旨及びその理由等を通知すること。

(6) 市町村は、保育所への入所の承諾に際して、保育所の利用に関する留意事項、保育料の納付等必要事項について十分説明を行うよう努めること。

(7) 保育の実施期間の満了前に入所児童の保育の実

施理由の消滅、転出、死亡等によって保育の実施を解除した場合、保護者及び入所中の保育所に「保育実施解除通知書」（別表第5号様式）を交付すること。また、保育の実施の解除に際して事前に説明及び意見の聴取の取組をとるなど、福祉の措置及び保育の実施の解除に係る説明等に関する省令（平成6年厚生省令第62号）に十分留意すること。

(8) 市町村は、入所申込書の記載事項の変更の届出により保育児童台帳の記載事項に変更があったときのほか、毎年入所児童の家庭の状況等について事実の確認を行い、保育児童台帳の記載事項に変更があったときは、随時これを補正し、かつ、その旨を明確にしておくこと。

特に、徴収金に係る世帯の階層区分の認定に必要な所得税等の課税状況については、保護者から必要な書類を求めることなどにより把握に努めるとともに、税務関係機関と連携を図りつつ、誤りのないよう十分な事務処理体制で確認し、その迅速適正な処理に努めること。

(9) なお、(1)、(4)、(5)及び(7)の書類の記入注意及びその運用については、別紙2「市町村における保育の実施に伴う関係様式の記入注意及びその運用について」により適正なる事務処理を期すること。

(10) 本通知の実施前からすでに入所している児童についても「保育児童台帳」はなるべく新様式を踏まえた修正を行うよう指導すること。

2 保育所入所申込書の提出の代行

(1) 改正法第24条第2項の規定により入所申込書の提出を代行する保育所は、日頃から関係市町村の入所申込手続について十分に把握し、保護者から代行の依頼があった場合に当該保護者の了解を得た上で入所申込書の記載事項を確認し、記入もれ等を防ぐなど保護者の負担軽減に資するよう努めること。

(2) 入所申込書の提出の代行に関わる者は、当該代行により知り得た、児童や家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならないこと。

3 公正な方法による選考

(1) 改正法第24条第3項の公正な方法による選考については、保育所や申込みのあった児童の家庭の状況等地域の実情を十分に踏まえ、市町村におい

て客観的な選考方法や選考基準を定めるとともに、これらについて、あらかじめ地域住民に対して適切な方法で情報を提供すること。

(2) 上記の選考方法として優先度の点数比等を行う場合には、客観的な評価が行われるよう留意するとともに、その際に優先する要素（例えば、母子家庭や父子家庭、その他兄弟の入所状況、延長保育・障害児保育の必要度等）がある場合には、当該要素を選考基準において明確にしておくこと。

(3) 保育所の入所申込みに関しては、従来と同様、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立ての対象となること。

4 情報提供

(1) 改正法第24条第5項の規定による市町村が行うべき情報提供は、次に掲げる事項に関する情報を、保育所一覧簿の備付け等地域住民が自由に利用できる方法で提供すること。

(ア) 各保育所の名称、位置及び設置者に関する事項（設置者と運営者が異なる場合にはそれら両方）

(イ) 各保育所の施設及び設備の状況に関する事項

(ウ) 各保育所の運営の状況に関する事項

・ 保育所の入所定員、入所状況、職員の状況、開所している時間（開所時間及び閉所時間）

・ 保育所の保育の方針

・ その他保育所の行う事業に関する事項

保育の実施に関する事業のその他の実施

状況（一日の過ごし方、年間行事予定、

父母会等の有無等）、延長保育、一時保育、

障害児保育等の特別保育事業の実施状況

（実施の有無、利用料、実施時間、職員

の状況等）やその他の保育所が自主的に

取り組んでいる事業（放課後児童健全育

成事業、休日保育、子育て相談等）の実

施状況等

(エ) 保育料に関する事項

(オ) 保育所への入所手続に関する事項（申込手続、選考方法、選考基準等）

(カ) 市町村の保育の実施の概況（入所希望児童数、入所児童数、待機児童数、公私別の保育コスト、特別保育事業への取組み状況等）

なお、情報提供に際しては、例えば保育所の付

近図を示すことや保育所の施設の写真・図面を示すなど、利用者がわかりやすいような方法で実施するよう努めること。

(2) 市町村は(1)の方法による情報提供のほか、広報誌、パンフレット、インターネット、ケーブルテレビ等を活用し、保育所に関する情報について地域住民に広く周知するよう努めること。

(3) 改正法第48条の2の規定により保育所が情報提供に努めるべき事項としては、一日の過ごし方、年間行事予定、当該保育所の保育方針、職員の状況その他当該保育所が実施している保育の内容に関する事項をいうものであること。

(4) 市町村は、都道府県と連携を図りつつ、認可外保育施設(事業所内保育施設を除く。以下同じ。)についても、保育所に関する児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)や昭和56年7月2日児発第566号厚生省児童家庭局長通知「無認可保育施設に対する指導監督の実施について」の指導基準への適合状況等に十分配慮して、(1)の規定に準じた情報提供に努めること。また、都道府県、指定都市及び中核市は認可外保育施設について(3)の事項に関する情報提供に努めるよう指導すること。

5 広域入所

(1) 先般の児童福祉法の改正により、保育の実施に関する地方公共団体の連絡調整の義務が法律に規定されたことに鑑み、保育に欠ける児童を居住地の市町村以外の市町村にある保育所に入所させること(以下「広域入所」という。)に関する需要が見込まれる市町村は、こうした需要を的確に対応できるよう、あらかじめ関係市町村との間で十分

(別紙1)

に連絡調整を図り、広域入所の体制整備に努めること。

(2) 広域入所を希望する保護者は、居住地の市町村に入所の申込みを行うこと。

(3) 都道府県は、広域入所に係る市町村間の総合的調整を行うとともに、都道府県を越える広域入所について、必要に応じ保育所が所在する都道府県及び市町村との連絡調整を行うこと。

6 実施期日

本通知は、平成10年度から実施するものであるが、実施前であっても、今後の入所手続については、できる限り改正法の趣旨を踏まえた対応を行うよう努めること。

7 その他

(1) 昭和36年12月12日児発第1324号「保育所入所申請書その他保育所への入所措置に伴う関係書類の様式について」、昭和44年12月27日児発第809号「保育所の入所措置及び運営管理の適正化について」、昭和50年6月10日児発第354号「保育所入所措置の適正実施について」及び昭和52年12月15日児発第785号「保育所への入所措置及び運営の適正実施について」は、廃止する。

(2) 「保育所入所手続き等に関する運用改善等について」(平成8年3月27日児発第275号)の一部改正

3中「入所申請」を「入所申込」、「措置費」を「運営費」に改め、5中「入所措置」を「保育の実施」に改める。

1、2及び4を削除し、3を1とし、5を2とし、6を3とする。

保育の実施に関する条例準則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定に基づき、保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが

次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

一 居宅外で労働することを常態としていること。

- 二 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- 三 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 四 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 五 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- 六 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

(地域の実情に応じて、必要があれば前各号に類する事項を規定する。)

七 市〔町村〕長が認める前各号に類する状態にあること。

(申込手続等)

第3条 この条例に定めるものの外、申込手続その他保育の実施に関し必要な事項は、市〔町村〕長が別にこれを定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。